## 海老名市修学旅行檢討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、海老名市立小中学校における修学旅行の在り方を検討する ため、海老名市修学旅行検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置し、 検討委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

- 第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 今後の修学旅行の在り方に関すること。
  - (2) 修学旅行にかかる保護者負担経費に関すること。
  - (3) その他委員長が特に必要と認めたことに関すること。

(組織)

- 第3条 検討委員会は、委員20名以内をもって組織する。
- 2 検討委員会の委員は次に掲げる者のうちから、教育委員会が指名する。
- (1) 単位 P T A 会長会代表
- (2)海老名市立小中学校保護者代表
- (3)海老名市立小中学校校長会代表
- (4) 海老名市立小中学校教頭会代表
- (5)海老名市立小中学校総括教諭代表
- (6)教育委員会(教育部長、教育部次長、就学支援課長、教育支援課長)(委員長及び副委員長)
- 第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長には教育部長を、副委員長は委員長の指名をもってこれに充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。
- 2 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の 決するところによる。
- 4 委員長は、特に必要と認めた場合又は急施を要する場合は、書類の回議をもって検討委員会の会議に代えることができる。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めたときは関係者の出席を求め、意見を聴き、 又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

- 第7条 検討委員会の会議は、公開とする。ただし、検討委員会が必要であると 認めるときは、非公開とすることができる。
- 2 傍聴の手続き、傍聴人の守るべき事項、その他傍聴に関して必要な事項は別に定める。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育支援課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、 委員会に諮って定めることができる。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。